

# 甲骨文・金文の小臣について

木 村 秀 海

## 前 言

小臣という語は主に殷・西周時代の甲骨文・金文に見えるが、戦国期の木簡や『左伝』『周礼』にもある息の長い語である。以下に小臣関係諸説の変遷を見ていくとわかるように、この語は単なる甲骨文・金文中の一用語にとどまるものではなく、殷・西周時代の官制、国家構造をいかに理解すべきかを左右する重要語中の一つであると認識されてきた。それ故、この語に言及した論文・著書は極めて多く、その説の変遷を縷々詳細に述べると本稿そのものをそれに費やさねばならないので、ここでは小臣に関する諸説についてその大略を紹介するに止めたい。

小臣は、当初、羅振玉『殷虚書契考釈』に『周礼』夏官有小臣、掌王之小命詔、相王之小法儀、及王之燕入及大祭祀小祭祀。以其職掌觀之、殆与卜辞之小臣略同矣。」とあるように<sup>(1)</sup>、単純に『周礼』の小臣とはほぼ同じと解釈されていたが、一九四〇年代に大きく変化した。この時、小臣は、中国にも奴隷制の古代国家があり、農奴制の中世があるので、必然的に社会主義国家が誕生するべきだとする、唯物史観にもとづく新しい国家を作るための理論的準備として、臣・宰・僕・奴・妾・衆などとともに分析された。例えば卜辞に、

① 貞佳小臣令衆黍一月

…小臣令…黍…（合集一三、I期）

とあり、小臣は殷代農業の直接の担い手である衆を率いて管理する仕事をしている。この卜辞について、郭沫若は「古代研究的自己批判」で、中国には羅羅族のような奴隸制社会が実在するので、殷周時代もこの羅羅社会に類似した社会であり、衆は農業奴隸、小臣はそれを管理する解放奴隸（管家娃子）であるとした<sup>(2)</sup>。そして、中国古代官僚はこのような管家娃子に由来し、それが拡大し層序化したものであるとして、殷周時代の官制の起源と構造を理解した<sup>(3)</sup>。しかし、郭沫若は『殷契粹編』では、

②癸子（巳）卜、其乎戊…弗利…

丁酉卜其乎以多方・小子・小臣

亞立其數、其于又利

其于又利（粹一一六二、合集二八〇〇八、III期）

を「多方多国也。書多方之語、足知有本。…挾此可知殷時隣国多遣子弟遊学于殷也。」と解釈している<sup>(4)</sup>ので、当初は小臣を貴族の子弟と見なしていたようである。このことは小臣某の某を国族の名と解していることから見て取れる<sup>(5)</sup>。これに対し、胡厚宣は

且小臣之官者、在卜辞及殷金石文字中、或覲謁殷王、或禱告王疾。殷王者、或伝小臣、或令小臣、或乎小臣、或令小臣祭祀、或令小臣田獵、或令小臣督農、或錫小臣貝、或錫小臣鬻。知其職位甚高、必為居王左右之近臣。

として、小臣を王の左右にいる近臣の官であると解した<sup>(6)</sup>。陳夢家『殷墟卜辞綜述』もこれに近く、「臣或小臣在殷代是一較高的官名」とした<sup>(7)</sup>。一方、于省吾「釈臣」は、臣に二種あり、「一、奴隸…」。二、臣僚…とし、臣僚の例として小臣を挙げているので、特定の官ではなく、臣僚を指す語と解し<sup>(8)</sup>、「釈小臣的職別」ではその小臣に

は女子が含まれていることを指摘した<sup>(9)</sup>。

我が国では、貝塚茂樹「殷代金文に見えた図象文字<sup>卣</sup>に就きて」は、小臣を師氏の下<sup>(10)</sup>の軍官とし、併せて殷末金文の子・子某は大子であり、多子族成員の小子を統率していたとし<sup>(11)</sup>、次いで『中国古代史学の発展』ではそれらを「子某—小子—小臣」に層序化して、子某は大子で多子族集団の族長、小子・小臣は諸国の子弟とし、全体で多子族集団すなわち貴族青年団体を形成していたとした<sup>(12)</sup>。これを継承した白川静「小臣考」は、子某が多子、小子と小臣が多子族と呼ばれたとし、「子妥……小臣妥—妥」などを例に、殷代の小子・小臣を「子某は別子たる公子某にあたり、小臣はおそらく公孫某あるひはそれ以下にあたるものであらう。……従つて多子はなほ王室に属し、小子・小臣すなはち多子族は、一応王室の族類に入りながら、その後は王室出自の氏族として取り扱はれたものであらう。」とした<sup>(13)</sup>。そして周代の小臣については、殷の多子族出自の身分を示したまま、職掌を示す官職の名となったと解した<sup>(14)</sup>。また島邦男『殷墟卜辞研究』も郭沫若説を批判して、小臣は小王臣であつて、「王の側近に在つて枢機に参与してゐる重臣」であり、王臣は地方に在る将帥・諸伯をいうとした<sup>(14)</sup>。

一九八〇年代以降になると、小臣の分析が進み、従来の説に変化が現れてきた。例えば、寒峰「商代“臣”的身份縷析」は、小臣は官員を指すとした<sup>(15)</sup>。また、張永山「殷契小臣辨正」は小臣にはその出自により二種の小臣があり、出身が高い者は奴隸主、出身が低い者は奴隸階級であるとした<sup>(16)</sup>。これらを承けて張垂初・劉雨両氏は、殷代の小臣は成湯の重臣伊尹のような者、後世の司馬に相当する馬小臣、藉人に相当する小藉臣のような者、王宮内の女官の小臣があつて、一概には言えないとし、西周の小臣も身分の高い小臣と低い小臣が存在するが、西周晩期にはだんだんと地位が低下していったとまとめた<sup>(17)</sup>。一方、周言「釈“小臣”」は子と小臣に身分差があることを認め、子が商人の祖先祭祀に参加しているのに対し、小臣が参加していないことを理由に、小臣は異族であるとし、族姓の問題を提起した<sup>(18)</sup>。高明氏は小臣の地位が高くも見え、低くも見えることを考慮して、小臣は大臣と対応する語で、王臣

は朝廷で王を補助して政務を処理する官員、小臣は宮廷内で王室の生活の庶務をする侍者であり、小臣の多くは宦官であったとした<sup>(4)</sup>。同じく身分の高い小臣と低い小臣を同時に満足させようとして、汪寧生「小臣」之称謂由来及身分<sup>(5)</sup>は郭沫若説と胡厚宣説を合わせた形で、小臣を王の近侍親隨で、幼奴・家生奴隸およびその後裔の出自であるとした<sup>(6)</sup>。

以上見てきた諸説は、どれも小臣が地位の高低両面を持つことを解決するために種々の見解を示したものであるが、いまだ小臣に関する全ての資料を満足させるものではないように思う。特に近年新たになつた西周時代の柞伯殷と晋侯穌鐘の銘文についてはそれがいえる。そこで、本稿ではこれら近出の金文を中心に検討し、改めて小臣は何を指しているのかという、小臣についての大枠を求めようと思う。紙幅の制限があるので、全ての小臣関係資料のうち、本稿で使用したもの以外についての詳細かつ具体的な検討は続稿で試みたい。

## 一、柞伯殷と静殷

まず、柞伯殷から見ていきたい。

### ③柞伯殷（『文物』一九九八、九、五六頁、図三、西周中期）

隹八月辰在庚申、王大射在周。王令南宮逯王多士、師魯父逯小臣。王俾<sup>(遺)</sup>赤金十反<sup>(板)</sup>。王曰、小子・小臣、敬又<sup>(友)</sup>、又<sup>(有)</sup>隻<sup>(獲)</sup>則取。柞伯十僮<sup>(稱)</sup>弓無灋<sup>(廢)</sup>矢。王則畀<sup>(予)</sup>柞伯赤金十反、佶<sup>(誕)</sup>易祝<sup>(祝)</sup>見。柞伯用作周公宝鬯彝。

これは大約、次のような内容である。八月庚申の日、周王臨席の下、周で大射礼が挙行され、王命により、南宮が王の多士を率い、師魯父が小臣を率いて競射が行われた。その際、周王は赤金（銅）反（板）十枚を懸賞とし、参加

者に「小子及び小臣よ。友誼を敬しめ。獲（侯に命中すること）があれば、この懸賞を取らせよう」と呼びかけた。柞伯は弓を称げて十発射を外れ矢がなかった。よって、周王は柞伯に赤金十反を下賜した。下賜の際に衆楽が奏され、覲見を賜った。柞伯はこれを記念して周公の祭器を作った。

この解釈がほぼ間違いないとすれば、南宮が率いた「王多士」と師魯父が率いた「小臣」は周王の呼びかけでは「小子」「小臣」と言い換えられていて、

王多士……小子

小臣……小臣

という対応関係がわかる。報告者はこの対応関係を指摘しながらも、ここでの小子を『周礼』にいう「王宮之士庶子」すなわち「貴族大学の学生」、小臣を「年輕的臣」すなわち「年轻的奴隸」としているが<sup>(2)</sup>、これは

④ 静殷（集成八・四二七三、西周中期）

隹六月初吉、王在懿京、丁卯、王令静司射学宫、小子眾服眾小臣眾夷僕学射、隹八月初吉庚寅、王以吳來呂  
壘、啣黻茲自邦周、射于大池、静教無异、王易静鞞、静敢拜稽首对揚天子丕顯休、用作文母外媯膺殷、子々  
孫々、其万年用、

で、小子と服と小臣と夷僕が学宮で射を学んでいることを考慮したものと思われる。しかし、小臣は、殷代の五期卜辞に

…小臣牆从伐、擒危美…人廿人四…而人五百七十、百…丙、車二丙、盾百八十三、函五十、矢…、又伯庶于  
大乙、…用百伯良于祖乙、用美于祖丁、僂曰京易…（合集三六四八一、V期）

とあり、小臣牆が軍を率領して危・美の二方国と戦い、伯庶と伯良という首長級の捕虜を含む多数の捕虜と戦獲品を得ていることから、歴戦の士（或いは将）とは言い得ても、「年轻的奴隸」とは到底言い難い。

④ 静設の場合は、六月に射を学び、二ヶ月後の八月に呉來と呂壘を賓とし、彼らが率領する麋自と葑自の軍を周に会して合同の大射礼が学宮（辟雍）の大池で催されているので、六月の学射は弟子（学生）の習射というよりは八月大射礼の予行演習と見なすべきである。また③ 柞伯設の「佳八月辰在庚申、王大射在周」という記述法は、一種の大射礼の予行演習と見なすべきである。天子の大射礼は四方の巡狩などで出遊した際、例えば岐陽の蒐（『竹書紀年』の「六年、大蒐于岐陽」）のように随時随地で開催されたが、『周礼』夏官・諸子にいう「春合諸学、秋合諸射」は文化祭や体育祭のような学業の成果を披露する年中行事である。大事紀年は、当時の人々がそれを見れば、何王の何年であるかが容易に理解し得たから用いられた紀年法であるはずである。そうだとすれば、その準備に二ヶ月が必要な、或いは大事紀年として用いられるような大規模な大射礼が催される場合、礼の手順の違いを甚だしい恥辱とした当時の貴族が十分な予行演習を行うのは当然のことで、弟子（学生）や「年輕的奴隸」がそれら大射礼の主要な参加者であったとは思えない。楊寛は礼書に見える射礼を丁寧かつ簡潔にまとめているが、それによれば、「郷射礼の主人は卿大夫（或作郷大夫）、賓和衆賓は大夫和士、参与者還有郷学中的弟子、郷学便是行礼的場所。大射儀的主人是国君、賓和衆賓是諸公卿、大夫、還有士参与、国都近郊的大学是行礼的场所。」のように、郷射礼と大射礼は開催場所・主要な参加者に違いがあり、大学で行われる大射礼の主要な参加者は国君・公卿・大夫・士であるとしている。勿論、弟子（学生）も参加しているが、大射礼の場合は、主に道具を運んだりする下働きとして働いたとしている<sup>20</sup>。したがって、③ 柞伯設の小子・小臣、④ 静設の小子・服・小臣・夷僕が指すものは弟子（学生）ではなく、周王直属の公卿・大夫・士の範疇に求める必要がある。

私は「金文に見える小子について」において西周金文を分析して、「小子某」を周王を大宗として分家する子弟および分家した小宗、「某小子某」は前某を大宗として分家する子弟および分家した小宗とし、前者の「小子某」の集団を「小子」と解した<sup>21</sup>。③ 柞伯設の作器者は周公の祭器を作っていることからわかるように、周公の子孫である。

報告者も柞伯を

柞卬是文献中的胙国。柞・柞皆从卬声、可通。『左伝』僖公二十四年云「凡、蔣、邢、茅、柞、祭、周公之胤也」。又襄公十二年杜預注曰、「六国皆周公之支子、別封為国、共祖周公」

とし、周公から分支した柞伯としている<sup>24)</sup>。周公は文王の子なので、柞伯は周王の小宗周公の小宗ということになるが、このように小宗の小宗も宗族に含めている西周の宗法制は、分族と分地を同時に実行するのが難しくなり、百世の宗と五世の宗を分ける春秋晩期から戦国時代にかけての宗法制よりはゆるやかなものであったはずである。③柞伯殿では小子と小臣に対して「又(有)隻(獲)則取」とお呼びかけ、柞伯が「赤金(銅)十反(板)」を下賜されている。これは柞伯が小子の一員であったからに他ならない。先に述べたように③柞伯殿では、小子は「王多士」と対応関係がある。多士は『尚書』多士篇の用例によれば、広い意味での貴族に対する呼称であるが、これにわざわざ「王」と冠しているのは、「王多士」が王と特別な関係、上記したような小子のように宗族としての関係があることを強調しているためと思える。

④ 静殿の服も小子と同様におそらく身分呼称であろう。

金文の服は四種に分けることができる。第一は駒父盨蓋に見える服である。

⑤ 駒父盨蓋(集成九・四四六四、西周晩期)

唯王十又八年正月。南仲邦父命駒父殿(即)南諸侯、逵高父見南淮夷、厥取厥服、董(謹)夷俗。遂不敢不敬畏王命逆見我、厥献厥服。我乃至于淮。小大邦亡敢不俛具(俱)逆王命。四月。還至于蔡。作旅盨。駒父其万年永用多休。

これによれば、南方の諸侯である南淮夷の諸族は「献」と「服」を供出している。この献と服の具体的内容は記述されていないが、同じ晩期の兮甲盤に

⑥兮甲盤（集成一六・一〇一七四、西周晚期）

…王令甲政嗣成周四方賈（積）、至于南淮夷。淮夷旧我負（帛）晦（賄）人、毋敢不出其負（帛）其賈（積）其進人其實（賈）。毋敢不即賧（次）即市。敢不用令。…

とあるのによれば、南諸侯である淮夷諸族から供出されるものは「其帛・其積・其進人・其賈」の四者である。前二者の帛と積（農産物）は後世でも一般的な貢賦であるので、⑤の「獻」に相当する。後二者の進人・賈（商賈）は、後文に「賧（次）に即き市に即く」とあるので、進人が軍旅に即き、商賈が市に即くと解すると、進人が⑤の「服」に相当する。この進人については生口（奴隸）の貢納とする解釈が多いが、軍旅に即く義務があるので、単なる奴隸ではなく戦士として徴用しているのは間違いない。『周礼』夏官・師氏の属に「四夷の隸」という異族の親衛部隊があるが、それはこのような徴用兵で構成されていたと考えられる。④靜設の夷僕は、名称から見て、このようにして徴用された異族を含む部隊、もしくは人々を指していると思う。

第二は

⑦匍設（集成八・四三二一、西周晚期）

王若曰、匍、不顯文武受命、則乃祖奠周邦、今余令女畜官鬲邑人先虎臣・後庸・西門夷・秦夷・京夷・魯夷・師答側新、□華夷・由□夷・匱夷、成周走亜、戍秦人・降人・服夷、易女玄衣帶屯・載市・同黃・戈蓄載・駘

彤形綏・蠻旂・攸勒、用事、匍稽首、对揚天子休令、用作文祖乙伯同姫罍設…

に見える「服夷」である。この服夷は某夷と称される諸夷と並挙しているので、夷族名の一つと考えられる。ただし、成周の夷族が服夷のみであるのは不自然なので、成周に部署された第一の服である可能性もある。

第三は

⑧作册虺卣（集成一〇・五四三二、西周早期）



隳公大史見服于宗周年。在二月既望乙亥。公大史咸見服于辟王。辨于多正。季四月既生霸庚午。王遣公大史。公大史在豐。賞作冊馭馬。揚公休。用作日己簠尊彝。

にある「見服」の服である。服は『詩經』小雅・六月の「共武之服」の鄭箋に「服、事也」とあり、事とも訓むので、この見服は

⑨揚方鼎（集成五・二六一三、西周早期）

己亥、揚見事于彭。書弔（叔）商（賞）揚馬。用作父庚尊、天甗

⑩匱侯旨初見事芻宗周。王商（賞）旨貝廿朋。用作妣宝尊彝

匱侯旨初見事芻宗周。王商（賞）旨貝廿朋。用作妣宝尊彝

にある「見事」と同様に觀礼を意味しているとされる<sup>89</sup>。ただし、後文の「辨于多正」を「多正を辨（正）す」ではなく、「多正に辨（別）つ」と訓んだら、『尚書』康王之誥に「王出在應門之。太保率西方諸侯、入應門左。畢公率東方諸侯、入應門右、皆布乘黃朱、賓稱奉圭兼幣。」のように、服を率いて觀見し、その後に服を多正（諸官長）に分別・部署したと解することも可能である。

第四は

⑫班毀（集成八・四三三一、西周中期）

隳八月初吉、在宗周。甲戌、王令毛伯更甗城公服。甗王立（位）、作四方亟、秉繁・蜀・巢令。易鈴・勒。

咸。王令毛公曰（以）邦冢君・土（徒）馭・或人伐東或（國）疇戎。咸。王令吳伯曰、呂乃自左比毛父。王令

呂伯曰、呂乃自右比毛父。…、毓（育）文王王姒聖孫、登于大服、廣成厥工。…

⑬趨禪（集成一二・六五一六、西周中期）

…邢叔入右趨。王呼内史册令趨、更厥祖考服。易趨職衣…

⑩采作周公毳（集成八・四二四一、西周早期）

佳三月。王令采冢内史曰、割邢侯服。易臣三品。…

などに見える、「職位」という意味の服である。呂服余盤に

⑪呂服余盤（集成一六・一〇一六九、西周中期）

佳正二月初吉甲寅、備中内右呂服余、王曰、服余、令女更乃祖考事、足（胥）備中、嗣六自服、易女赤市・幽黄・鑿勒。呂服余敢对揚天不顯休、令用作宝盤盃。其子々孫々永宝用。

とあり、呂服余が備仲の補佐として「六自の服」を司るように命ぜられている。この服は、第三種の服と同じく「事」と解することができるが、すでに指摘されているように④静殷の呉來・呂罍は⑫毛公鼎の呉伯・呂伯であり、呂氏は苴自のような六自中の一自の長や毛公が率いる周軍（六自であろう）の副官をしているので、「嗣六自服」がその世職を継承するように命じるものとすれば、第四種に入れてもよいと思われる。この第四種の服は金文の用例から見ると、周の王位や大官の継承に用いられているので、重要な官職にある者を意味する語であると思う。

以上に述べたように、④静殷の小子・服・小臣・夷僕のうち小子は周王の子弟や小宗、夷僕は「四夷之隸」のごとき異族出自の戦士で、いずれも出自を兼ねた身分呼称なので、服は第四の服であると考えられる。したがって、④静殷の順序から言えば、小臣は、服と夷僕の間にある者、言い換えると「大官重職と異族出自の奴隸的戦士の間にある者」であるということができる。

## 一一、晋侯穌鐘

次に⑩晋侯穌鐘を検討したい。

⑩晋侯蘇鐘〔上海博物館集刊〕七、西周晚期)

隹王卅又三年，王親適省東或(國)南或(國)。正月既生霸戊午，王步自宗周。二月既望癸卯，王入各(格)成周。二月既死霸壬寅，王償往東。三月方死霸，王至于<sub>某</sub>，分行。王親(親)令晋侯蘇、逵(率)乃自左洧(汎)寯北洧(汎)□、伐夙(宿)夷。晋侯蘇折首百又廿、執訊廿又三夫。王至于<sub>某</sub>城、王親遠省自、王至晋侯蘇自、王降自車、立(位)南卿(嚮)。親令晋侯蘇、自西北偶(隅)臺(敦)伐<sub>某</sub>城。晋侯逵(率)厥亞旅・小子・或人先敲(陷)入、折首百、執訊十又一夫。王至。淖淖列列(烈烈)夷出奔。王令晋侯蘇逵(率)大室小臣車僕、從逵逐之。晋侯折首百又一十、執訊廿夫。大室小臣車僕折首百又五十、執訊六十夫。王隹(唯)反(返)。婦在成周。公族整自・宮。六月初吉戊寅，旦、王各(格)大室、即立(位)王乎(呼)善夫曰、召晋侯蘇。入門、立(位)中廷。王親(親)易駒四匹。蘇拜稽首、受駒曰(以)出、反(返)入、拜稽首。丁亥、旦、王鄭(御)于邑伐宮。庚寅、旦、王各(格)大室、嗣(司)工揚父入右(佑)晋侯蘇。王親(親)儕(齋)晋侯鬻鬯一卣・弓・矢百・馬四匹。蘇敢揚天子丕顯魯休、用作元蘇揚(錫)鐘、用邵(昭)各(格)前人。前文人其嚴在上、虞(翼)在下、黜々臯々、降余多福。蘇其萬年無彊、子々孫々、永宝茲鐘。

銘文によると、夙(宿)夷の<sub>某</sub>城に対する攻略は次のように進行している。周王は宗周から出發し、成周での五九日間の準備期間(この間に晋師が到着し、兵站を調べたと思われる)を経て夙(宿)夷征討に赴いた。途中、<sub>某</sub>で軍行を分かち、晋師は左行して舟行ののち一度目の戦いをし、王師はそのまま進み、<sub>某</sub>城をはさむ形で両師は陣を布いた。周王は巡察をかねて晋侯の師を訪問し、晋侯に、<sub>某</sub>城の東北角から侵攻するように命じた。晋侯が入城戦に勝利した後、王師も入城した。夙(宿)夷は城を捨て敗走した。周王は晋侯に追撃を命じ、三度目の戦いが行われ、晋侯が勝利した。王師・晋師ともに成周に凱旋して振旅が行われた。六月初吉戊寅に晋侯に駒四匹を下賜する儀式が行われた。下賜品の軽さから見るととりあえずの労いと思われる。同月丁亥、周王は邑伐宮で本格的な凱旋儀礼が実施さ

れたらしく、晋侯は鬻鬻一亩・弓・矢百・馬四匹を賜った。

この銘文によると、一度目の戦いの戦獲は「晋侯秣折首百又廿、執訊廿又三夫」、二度目の入城戦の戦獲は「晋侯・折首百、執訊十又一夫」と記述していて、これらの戦獲が晋師だけによるもので、その時の晋師の構成が「亞旅・小子・戍人」であったことがわかる。これに対し、晋侯三度目の戦いは戦獲が「晋侯折首百又一十、執訊廿夫」と「大室小臣車僕折首百又五十、執訊六十夫」とに分けて記述しているので、追撃戦は、晋侯率いる晋師だけでなく、王師中からも「大室小臣車僕」が加わり、壊滅的打撃を与えるために行われている。したがって、この時の「大室小臣車僕」は、周王を守って成周に帰った親衛部隊を除く王師の大部分であったと見てよい。

この大室・小臣・車僕のうちの車僕は、『周礼』春官・車僕に

車僕掌戎路之萃・広車之萃・闕車之萃・萃車之萃・輕車之萃。凡師、共革車、各以其萃。会同亦如之。

とあり（鄭玄注では「萃、猶副也」、序官には「中士二人、…」とする）、王の乗車の副を管掌するとしているが、銘文からは王の副車を指しているようには見えない。④静毀の「夷僕」や師旂鼎（集成五・二八〇九、西周中期）の

唯三月丁卯。師旂衆僕不従王征于方黜（雷）。事（使）厥友弘以告于伯懋父。在茲。伯懋父廼罰得自古三百守。

…

の「衆僕」のような戦士（戦車兵）であると思う。僕（衆僕Ⅱ多僕）は、三百守の罰金を負担できるから、当然、一定の経済基盤を有する戦士である。一方、僕は伯克壺（集成一五・九七二五）に「伯大師易伯克卅夫」とあるように、貴族が自己の臣下に下賜もできる。この両者の性格を有する者としては、采邑・采土の旧支配者層で、今は被支配者の上層部になっている人が考えられる。これら被支配者の上層部の人はもともと周族ではないので、その点からいえば、夷僕とも呼べる。

大室は、西周金文では一般に宮廟の中廷の北にある建物を表し、このように人を指して用された例はない。字面か

ら見ると、「大きな室を有する者」を指していると思われる。室を、逆鐘（集成一・六〇～六三、西周晚期）に

…、叔氏若曰、逆、乃祖考□政于公室。今余易女干五錫戈彤尾。用撰于公家僕庸臣妾小子室家。母又不昏智。…とある叔氏の公室の室、即ち采邑・采地と同じであるとするれば、大室は大采地・大采邑を有する上・中大夫層を指すことになる。この階層の多くは執政官となっていたはずで、『春秋左氏伝』襄公十四年に

子鮮從公及竟。公使祝宗告亡、且告無罪。定姜曰、無神何告。若有、不可誣也。有罪若何告無。一罪也。先君有冢卿以為師保、而蔑之、二罪也。余以中櫛事先君、而暴妾使余、三罪也。告亡而已。無告無罪。公使厚成叔弔于衛曰、寡君使瘠聞君不撫社稷、而越在他竟、若之何不弔。以同盟之故、使瘠敢私於執事。

とあるように「大臣」とも称された。この大臣は「舍大臣而與小臣謀」とあるように「小臣」と対応する語である。小臣の大部分を宦官とする高明説に賛同はできないが、大臣・小臣の対応関係についての指摘は正しいと思う。以上を総合すると、小臣は「大臣即ち大官重職を除く、下級貴族を含む小官」を指すと思われる。

## 結

以上、③柞伯段、④静段の検討から、小臣が「大官重職と異族出自の奴隸的戦士の間にある者」を指すこと、⑩晋侯稣鐘の検討から、小臣が「大臣即ち大官重職を除く、下級貴族を含む小官」を指すことがわかった。この両者をまとめて、小臣の大枠を「大官重職と異族出自の奴隸的戦士の間にある、下級貴族を含む小官を指す官の汎称」として、この段階での結論として置きたい。

註

- (1) 羅振玉『殷虛書契考釈』一〇七頁、一九一四年。
- (2) 郭沫若『屈原研究』一九四一年、同「古代研究の自己批判」『十批判書』一九四五年。
- (3) 郭沫若『青銅時代』一九四六年。同『奴隸制時代』一九五二年。同『積臣宰』『甲骨文字研究』人民出版社、一九五二年。
- (4) 郭沫若『殷契粹編』二六二。
- (5) 同右。
- (6) 胡厚宣『非奴隸社會論』『甲骨學商史論叢』初集、一九四四年。
- (7) 陳夢家『殷墟卜辭綜述』五〇五頁、科學出版社、一九五六年。
- (8) 于省吾『積臣』『甲骨文字積林』三一—三二六頁。
- (9) 于省吾『積小臣的職別』『甲骨文字積林』二〇八頁。
- (10) 貝塚茂樹『殷代金文に見えた凶象文字 𠄎(𠄎)に就きて』『東方學報(京都)』第九冊、一九三八年。
- (11) 貝塚茂樹『中国古代史學の發展』弘文堂、一九四六年。
- (12) 白川 靜『小臣考 上』、『立命館文學』第一一六號、二三三頁、一九五五年。
- (13) 白川 靜『小臣考 下』、『立命館文學』第一一七號、一三〇頁、一九五五年。
- (14) 島 邦男『殷墟卜辭研究』四六七頁、汲古書院、一九五八年。
- (15) 寒峰『商代「臣」的身份縷析』『甲骨文与殷商史』上海古籍出版社、一九八三年。
- (16) 張永山『殷契小臣辨正』『甲骨文与殷商史』上海古籍出版社、一九八三年。
- (17) 張重初・劉雨撰『西周金文官制研究』四三—四五頁、中華書局、一九八六年。
- (18) 周言『積「小臣」』『華夏考古』二〇〇〇年第三期。
- (19) 高明『論商周時代的臣和小臣』『高明論著選集』一〇二頁、科學出版社、二〇〇一年、(原載『尽心集』、張政烺先生八十慶壽論文集、中國社會科學出版社、一九九六年)。
- (20) 汪寧生『「小臣」之稱謂由來及身分』『華夏考古』二〇〇二年第一期。
- (21) 袁俊傑・姜濤・王龍正『新發現的柞伯簋及其銘文考釈』『文物』一九九八年第九期、五五頁。
- (22) 楊寬『西周史』六九〇—六九三頁、台灣商務印書館、一九九九年。

- (23) 拙稿「西周金文に見える小子について——西周支配機構の一面——」『史林』六四卷六号、一九八一年。  
(24) 上記「新発現的柞伯簋及其銘文考釈」五四頁。  
(25) 白川 静『金文通釈』第一〇輯、五八、五九二〜五九三頁。

——文学部教授——